

## 有資格業者の格付（ランク）について（案）

### 1 福島県入札等制度検証委員会の提言及び本県の入札等制度改革に係る基本方針

#### （1）福島県の入札等制度に係る検証と改革案 ～最終報告～

（福島県入札等制度検証委員会）

##### 福島県の入札等制度の現状と検証

一般競争入札による場合、地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき、建設業者を格付（ランク）することができる。

一般土木を例に、本県の格付（ランク）の概要を宮城県や長野県と比較すると次のとおりとなっている。

表1 福島県、宮城県、長野県における格付状況（一般土木）

格付	福島県		宮城県		長野県	
	業者数	割合	業者数	割合	業者数	割合
S	41	3.3%	118	7.8%	-	-
A	232	18.6%	331	21.9%	314	16.2%
B	313	25.1%	640	42.4%	429	22.2%
C	661	53.0%	422	27.9%	389	20.1%
D	-	-	-	-	395	20.4%
E	-	-	-	-	408	21.1%
計	1,247	100.0%	1,511	100.0%	1,935	100.0%

（注）長野県はSランクが無くAランクが本県や宮城県のSランクに相当するので、1ランクずつアップして比較する必要がある。

長野県はA～Eの5段階であり、その構成割合はほぼ20%ずつでバランスが良い。宮城県は本県と同じS～Cの4段階であるが、Sは118者で7.8%になっているのに比して、本県では41者でわずか3.3%にすぎない。

建設業者の数が両県に比べ少ない（宮城県の82.5%、長野県の64.4%）とはいえ、Sランクが極端に少ないばかりか、それぞれの構成比もバランスに欠けている。

##### 入札等制度改革の提言

公共工事の品質確保及び不良不適格業者の参入防止のため、地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき、業者の経営力や技術力を総合的に評価した格付を行い、それを条件に設定すること。

なお、競争性を確保することができるように格付の見直しを不断に行うこと。

(2) 本県の入札等制度改革に係る基本方針～公正で透明性の高い新たな入札等制度の構築に向けて～

公共工事の品質確保及び不良不適格業者の参入防止のため、地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき、建設業者の経営力や技術力を総合的に評価した格付を行い、それを条件に設定する。

なお、競争性を確保することができるように格付の見直しを不断に行う。

## 2 建設業の現状と有資格業者の格付（ランク）の必要性

(1) 建設業の現状

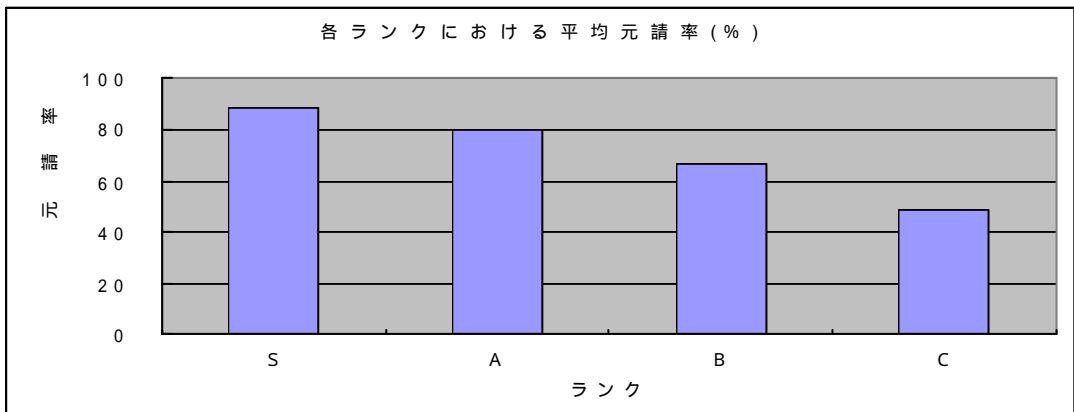
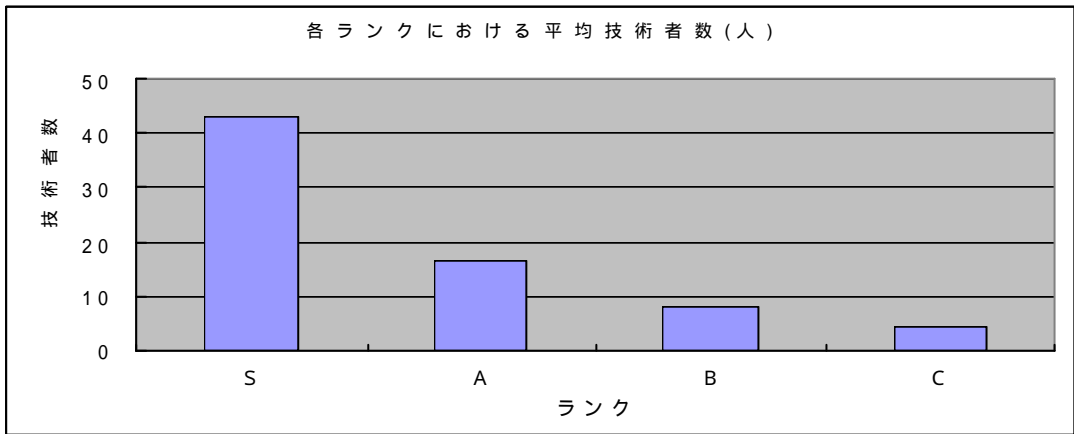
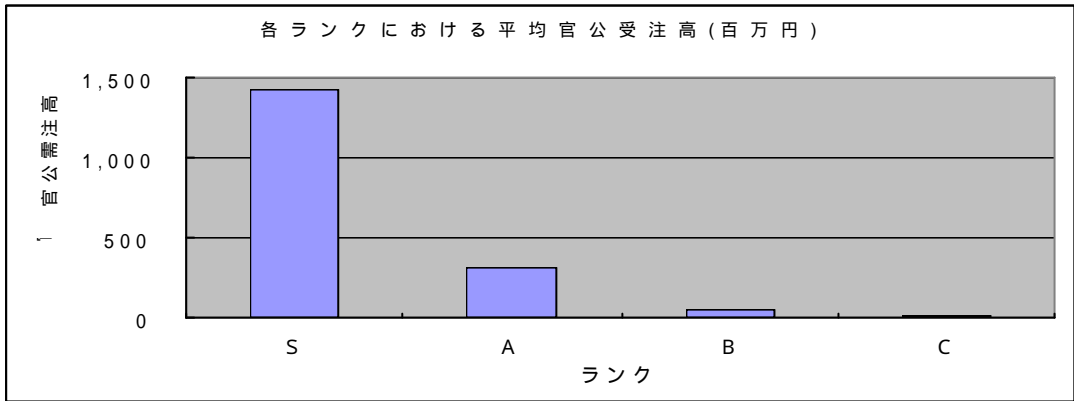
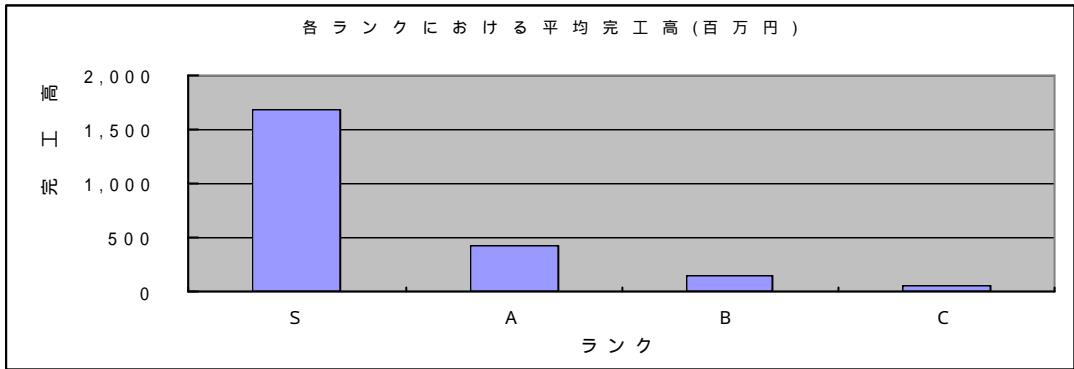
建設業は、現地屋外生産、単品受注生産、労働集約生産が中心で、その生産システムも総合的管理監督機能を担う総合建設業と直接施工機能を担う専門工事業の分業関係で成り立っており、多岐にわたる業種や下請けの重層化、複雑な取引関係、多様な雇用形態に見られるように、その産業構造は非常に複雑なものとなっている。

また、本県における格付ごとの建設業者について見てみると、上位ランクの業者は、資本金、雇用者数、技術者数、完工高等が下位ランクの業者と比較し大きい傾向にある。

格付（ランク）	S	A	B	C
資本金	大きい	←————→		小さい
従業員者数	多い	←————→		少ない
技術者数（資格者等）	多い	←————→		少ない
完工高	大きい	←————→		小さい
元請の割合	高い	←————→		低い

本県におけるランク別業者1社当たりの完工高、官公受注高、技術者数等（平均）  
（H17・18工事等請負有資格業者名簿（一般土木）より）

各ランク	総合点	業者数 （社）	完工高 （百万円）	官公受注高 （百万円）	技術者数 （人）	元請率 （％）
S	1,400点以上	41	1,689.9	1,426.0	43.2	88.1
A	1,070点～1,400点	232	435.3	313.7	16.6	79.7
B	800点～1,070点	313	146.3	59.8	7.9	66.6
C	800点未満	661	59.7	14.4	4.4	49.0



## (2) 有資格業者の格付(ランク)の必要性

公共工事の規模、内容等は千差万別であり、一方、公共工事の受注を希望する建設業者の経営規模、施工能力等も相当の違いがあるため、建設業者の施工能力に応じた発注を行い、適正な工事の施工を確保することや工事の適正な配分に配慮すること等を目的として、競争参加資格の点数に応じて、等級ごとに区分する格付を行う必要がある。

## 3 本県の格付の現況

### (1) 本県の現況

本県の指名競争入札における格付については、建設業者の客観的事項を審査した客観点と主観的事項を審査した主観点を合計した総合点により設定している。

基準等については、資格審査委員会(副知事(会長)、総務部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、教育庁政策監、警察本部警務部長)が調査審議し決定する。

総合点 = 客観点 + 主観点

(客観点 : 主観点 = 7 : 3 理論上の最高点による比率)

客観点 : 建設業法第27条の23第3項(経営事項審査)の規定に基づき、業者の経営状況、経営規模、技術的能力、その他客観的事項について、全国統一的な基準により算定する。

主観点 : 工事成績、工事の施工状況(下請発注比率)、優良工事の有無、ISOシリーズ認証取得の有無、「子育て支援」中小企業認証の取得の有無、「仕事と生活の調和」推進企業認証の取得の有無等に加点するなど、本県独自の基準により算定する。

工事成績点 = (過去4年間の平均工事成績点 - 65点) × 20点

なお、上記の方法により格付を行っているのは、業者数や工事量が多い5業種(一般土木、舗装、建築、電気、暖冷房衛生設備)の県内業者であり、同5業種の県外業者は客観点のみで格付を行っている。

また、その他13業種においては格付は行っておらず、県内業者においては、工事成績点を除く主観点項目を加点し総合点を算出し、県外業者にあつては、客観点のみを算出している。

平成15年度から実施している条件付一般競争入札においては、指名競争入札の格付・点数を利用し入札条件を設定している。

(2) 現行の格付(ランク)と入札参加可能範囲について

(平成17・18年度 工事等請負有資格業者名簿(一般土木))

格付(ランク)	基準点数
S	総合点1,400点以上
A	総合点1,070点以上1,400点未満
B	総合点800点以上1,070点未満
C	総合点800点未満

各ランクの入札参加範囲

格付	2億円 以上	5千万円 ~2億円	3千万円 ~5千万円	1千万円 ~3千万円	1千万円 未満	業者数 (県内)	業者数 割合(%)
S						41	3.3%
A						232	18.6%
B						313	25.1%
C						661	53.0%

は緊急を要する工事等特殊工事の場合に参加可能

各ランクの管内別業者数

(平成17・18年度 工事等請負有資格業者名簿(一般土木工事)より)

格付(ランク)	S	A	B	C	計		
中 通 り	16	116	163	347	642		
県	北	5(5)	45(45)	53(46)	96(4)	199	
	中	6(6)	52(52)	87(73)	202(18)	347	
	郡	山	2	19	46	130	197
		三 春	2	12	9	24	47
		須賀川・石川	2	21	32	48	103
	南	5(5)	19(19)	23(22)	49(8)	96	
会 津	11	58	62	106	237		
会 津 若 松	6(6)	23(23)	28(22)	63(10)	120		
	喜 多 方	2(2)	15(15)	19(18)	27(4)	63	
	(若松・喜多方計)	8	38	47	90	183	
	南 会 津	3(3)	20(20)	15(15)	16(4)	54	
浜 通 り	14	58	88	208	368		
相 双	7(7)	32(32)	48(43)	108(12)	195		
	い わ き	7(7)	26(26)	40(35)	100(7)	173	
合 計	41(41)	232(232)	313(274)	661(67)	1,247		
県発注工事を受注した業者数の割合	100.0%	100.0%	87.5%	10.1%	100.0%		

( )は過去4年間に県発注工事を受注した業者数

## (1) 基本的な考え方

条件付一般競争入札の格付の設定は、福島県入札等制度検証委員会の提言や入札等制度改革に係る基本方針に基づき、公共工事の品質確保及び不良不適格業者の参入防止のため、**建設業者の経営力や技術力を総合的に評価し、下記の考え方により現行の指名競争入札のための格付を条件付一般競争入札に適合するよう見直し、設定する。**なお、格付を行っていない発注種別にあつては、業者数やこれまでの実績等を考慮し、次の考え方や(2)見直しの基本的な方針に準じて設定する。

ア 指名競争入札の格付については、昭和42年から設定されており、これまでの実績により、業者の施工能力の把握等のノウハウが蓄積されていること。

イ 条件付一般競争入札と指名競争入札の格付は、同じ目的で設定されているものであり、同様の基準等を用いることが合理的であること。

ウ 今回の入札制度の変更に加え、格付についても大幅な変更を行うことは、特に受注者側に大きな混乱を招く恐れがあること。

## (2) 見直しの基本的な方針

ア 最上位格付の競争性を確保するため、業者数を一定数確保するとともに、各ランクの業者数の構成比（バランス）に留意する。

イ 入札参加可能範囲の設定に当たっては、施工能力の大きい業者は小規模工事でも施工可能であり、競争性を確保するためにも、上限のみ設定し、下限は設定しない。( )

ウ ランク数については、発注種別ごとの業者数等を考慮し、競争性や品質確保の観点から以下の点に留意し適正に設定する。

- ・ランク数が少ない場合は、1つのランクの業者数が多くなるため、競争性は高まるものの、業者間の経営力や技術力の格差が大きくなり適正な施工や品質が確保されない恐れがある。
- ・ランク数が多い場合は、1つのランクの業者数が少なくなるため、十分な競争性が確保されない恐れがあり、また、事務の繁雑化や受注者側の混乱などが懸念される。

( )競争性が確保される場合は、最下位の入札参加範囲について地域の中小企業者に配慮し、最上位格付者の参加を制限することも考えられる。

## 5 新たな格付と入札参加可能範囲の設定について

・・・検討事項・・・

新たな格付と入札参加可能範囲の設定については、より競争性、公正性等を高めるため、以下に示す手順により行う。

新たな格付設定の概略表（一般土木の場合）

現行ランク (業者数)	新たなランク (業者数)	割合 (%)	総合点	入札参加範囲					
				2億円	1億円	5千万円	3千万円	1千万円	
S (41)	A (162)	13.0	1400点	←-----▶					
			(1167点) 1200点						
A (232)	B (309)	24.8	1070点	←-----▶					
			(891点) 900点						
B (313)	C (373)	29.9	800点	←-----▶					
			(667点) 700点						
C (661)	D (403)	32.3		←-----▶					
H17年度発注件数 (件)				26	41	248	368	985	1,427
H17年度発注金額 (百万円)				13,886	5,619	17,321	13,518	16,897	6,644

は現行ランクでの入札参加可能範囲、は緊急を要する工事等特殊工事の場合に参加可能  
 ←▶ は新たなランクでの入札参加可能範囲  
 総合点における ( ) は、総合点に20%を加算した場合に直近上位の基準点に達する点数

ア ランク数については、現行制度の4ランクとする。

イ 現行制度の各ランクの業者数は、下位ランクになるにつれ業者数が多くなっておりバランスに欠けるため、現行の指名基準の取扱い<sup>(注)</sup>を準用し、各ランクにおいて基準点数に20%を加算して得た数値が直近上位の基準点に達する者を上位ランクとする。

(注) その者の基準点数に20%を加算して得た数値が、直近上位の基準点数に達する者は、直近上位の格付等級工事に指名することができる。

ウ 各ランクの入札参加可能範囲については、現行ランクでの入札参加可能範囲や新たな各ランクの業者における受注実績に基づき上限により設定する。

新たなAランクの入札参加範囲の1千万円未満については、地域の中小企業者（B、C、Dランク）に配慮し、参加を制限することもある。  
 （概略表 .....▶ 部分）

## 地域要件について（案）

### 1 福島県入札等制度検証委員会の提言及び本県の入札等制度改革に係る基本方針

#### （1）福島県の入札等制度に係る検証と改革案 ～最終報告～

（福島県入札等制度検証委員会）

##### 福島県の入札等制度の現状と検証

一般競争入札による場合、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、入札参加業者に地域要件を設けることができる。

一般土木の場合の地域要件の概要は、次のとおりである。

##### 福島県（現在試行中の条件付一般競争入札における区分）

	2億円以上	2～1億円	1億円～3千万円
県内一円			
管内＋隣接3管内			
管内（8建設事務所管内）			

##### 宮城県

	1億円以上	1億円未満	1千万円未満
県内一円			
県内を5ブロック			
管内（8土木事務所管内）			（指名競争入札）

競争性が確保できない場合（概ね30者程度）は、県外業者も含め発注。

##### 長野県

	8千万円以上	8千万円未満	8百万円未満
県内一円			
県内を4ブロック			
管内（15建設事務所管内）			

競争性が確保できない場合（概ね40者程度）は、県外業者も含め発注。

##### 入札等制度改革の提言

概ね50者程度の入札参加資格者を確保するなど、競争性に十分配慮した地域要件を設計金額に応じて設定すること。

地域要件は、競争性の確保が図られる範囲内において設定するものとし、県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とすること。

なお、業者数が少ない地域においては、一定金額以下の工事について、地域特性、さらには地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点をも考慮し、30者程度とするなど、地域要件の柔軟な設定にも配慮すること。



( 2 ) 本県の入札等制度改革に係る基本方針～公正で透明性の高い新たな入札等制度の構築に向けて～

入札参加資格者をおおむね50者程度確保するなど、競争性に十分配慮した地域要件を設計金額に応じて設定する。

地域要件は、競争性の確保が図られる範囲内において設定するものとし、県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とする。

なお、業者数が少ない地域においては、一定金額以下の工事について、地域特性、さらには地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点をも考慮し、入札参加資格者を30者程度とするなど、地域要件の柔軟な設定にも配慮する。

**2 地域要件設定における基本的な考え方**

**・・・検討事項・・・**

地域要件の設定においては、福島県入札等制度検証委員会の提言や入札等制度改革に係る基本方針に基づき、競争性に十分配慮した地域要件を設計金額に応じて設定する。

( 1 ) 競争性確保の観点から、原則、入札参加資格者がおおむね50者程度確保可能な地域要件とする。ただし、業者数が少ない地域など地域特性等を考慮する必要がある場合、一定金額以下の工事については、入札参加資格者をおおむね30者程度確保可能な地域要件とする。

( 2 ) 県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とすることから、県内での地域要件を基本とする。ただし、県内業者では入札参加資格者がおおむね50者程度に満たない場合は、県外業者も参加可能とする。

( 3 ) 地域要件は、参加業者の主たる営業所（本店）の所在地により、管内（8建設事務所）隣接3管内、県内、全国に区分する。

なお隣接3管内は、発注する管内を中心に隣接する3管内を含めて地域要件とする方法であるが、県内を3方部に区分する（浜通り、中通り、会津）方法と比較し、工事箇所に近い業者の参加がしやすくなることや参加可能業者数が多くなり、より競争性が高まること等から管内に次ぐ地域要件として設定する。

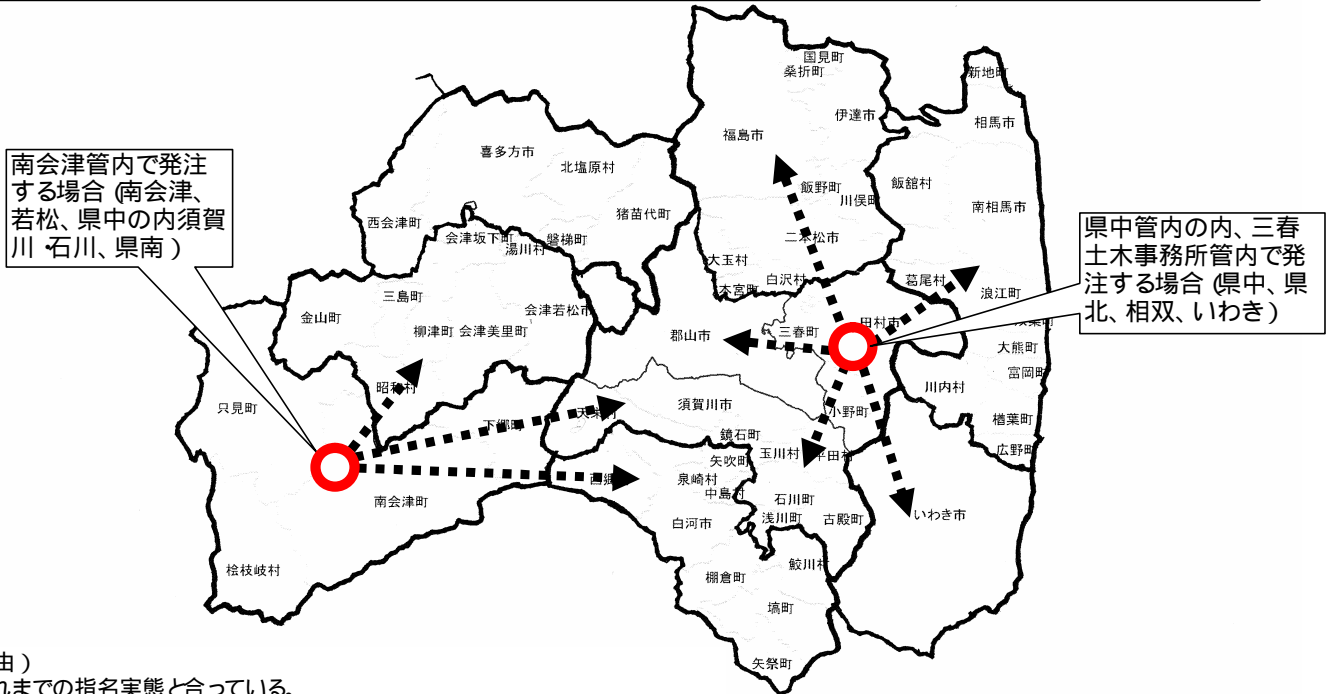
（10ページ参照）

( 4 ) 地域要件は、発注金額が大きくなるにつれ地域が拡大する（管内 隣接3管内 県内 全国）よう設定する。

( 5 ) 発注金額区分ごとの地域要件は、各地域の公平性を考慮し統一化する。

## 隣接3管内の例

隣接3管内とは、発注事務所（管内）を中心に、隣接する3つの管内を含め1つのブロックとし地域要件とする方法。  
 ただし、県中建設事務所管内は、すべての管内に隣接していることから、他の管内との公平性を確保するため、管内をさらに3つの区域に区分し設定する。



(理由)  
 ・これまでの指名実態と合っている。  
 ・隣接3管内を選択することにより、工事箇所に近い業者の参加が可能となる。

## 県内3方部の例



(理由)  
 ・古くから地域として設定されており、同一地域としての一体感がある。  
 ・地域内には大きな峠等はなく、峠を挟んだ隣接管内よりも地域内の移動が容易である。

### 3 地域要件の設定について

・・・検討事項・・・

(1) 新たな地域要件は、以下の考え方により設定する。

ア 1,000万円未満の工事(ランク：B、C、D)については、工事規模が小さく、維持管理等で地元に着したものであることを考慮し、一部に入札参加資格者を50者確保できない管内もあるが、30者以上が確保できることから、管内による地域要件とする。

イ 1,000万円以上3,000円未満(ランク：A、B、C)と3,000万円以上1億円未満(ランク：A、B)については、入札参加資格者を50者以上確保することができる隣接3管内による地域要件とする。

ウ 1億円以上の工事(ランク：A)については、隣接3管内の地域要件により入札参加資格者を50者以上を確保できるが、入札参加資格者がAランクのみであるため、より競争性を確保するため県内一円による地域要件とする。

#### 新たな格付による業者数

工種：一般土木

(平成17・18年度 工事等請負有資格業者名簿より)

格付(ランク)	A	B	C	D	計		
中 通 り	75	161	203	203	642		
県	北	26	60	56	57	199	
	中	34	78	118	117	347	
	郡 山	三 春	13	35	74	75	197
		須賀川・石川	7	12	11	17	47
	南	14	31	33	25	103	
	南	15	23	29	29	96	
会 津	48	56	70	63	237		
会 津 若 松	会 津 若 松	20	24	39	37	120	
	喜 多 方	10	18	18	17	63	
	(若松・喜多方計)	30	42	57	54	183	
	南 会 津	18	14	13	9	54	
浜 通 り	39	92	100	137	368		
相 双	相 双	19	54	54	68	195	
	い わ き	20	38	46	69	173	
合 計	162	309	373	403	1,247		

新たな格付による地域要件設定

金額区分		1億円以上	3000万円以上 1億円未満	1000万円以上 3000万円未満	1000万円未満
ラ      ン      ク		A	A・B	A・B・C	B・C・D
全 県	県            内	162	471	844	1,085
	隣 接				
3 管 内	県            北	75	254	467	626
	県            中	-	-	-	-
	郡            山	90	270	501	639
	三            春	99	329	603	815
	須賀川・石川	87	240	446	583
	県            南	67	173	294	359
	会津若松	61	152	296	373
	喜多方	69	206	393	510
	南会津	67	159	273	306
	相            双	72	236	403	542
いわき	75	233	406	539	
3 方 部	中通り	75	236	439	567
	会津	48	104	174	189
	浜通り	39	131	231	329
管 内	県            北	26	86	142	173
	県            中	34	112	230	313
	県            南	15	38	67	81
	会津若松	20	44	83	100
	喜多方	10	28	46	53
	南会津	18	32	45	36
	相            双	19	73	127	176
	いわき	20	58	104	153

発注管内と隣接 3管内

発注管内	隣接 3管内		
県北	県中 (郡山、三春)	喜多方	相双
県中 (郡山)	県北	会津若松	喜多方
県中 (三春)	県北	相双	いわき
県中 (須賀川・石川)	県南	南会津	いわき
県南	県中 (須賀川・石川)	南会津	いわき
会津若松	県中 (郡山)	喜多方	南会津
喜多方	県北	県中 (郡山)	会津若松
南会津	県中 (須賀川・石川)	県南	会津若松
相双	県北	県中 (三春)	いわき
いわき	県中 (三春、須賀川・石川)	県南	相双

県北管内発注隣接 3管内



福島県

県中 (郡山) 管内発注隣接 3管内



福島県

県中 (三春) 管内発注隣接 3管内



福島県

県中 (須賀川・石川) 管内発注隣接 3管内



福島県



県南管内発注隣接3管内



福島県

会津若松管内発注隣接3管内



福島県

喜多方管内発注隣接3管内



福島県

南会津管内発注隣接3管内



福島県

相双管内発注隣接3管内



福島県

いわき管内発注隣接3管内



福島県